

H28. 1.12

長尾和宏（ながお・かずひろ） 東京医大卒業後、大阪大第二内科入局。平成7年、尼崎市で「長尾クリニック」を開業。外来診療から在宅医療まで「人を診る」総合診療を目指す。医学博士。近著「平穏死・10の条件」「胃ろうという選択、しない選択」はいずれもベストセラー。関西国際大学、東京医科大学客員教授。57歳。



わが国では現在、アルツハイマー型認知症に対し、ドネペジル△ガランタミン△リバストグミン△メマンチンの4種類の抗認知症薬が使われています。いずれも、脳内の神経伝達物質を増やす薬で、QOL（生活の質）の低下を和らげるという根拠で保険適応になっています。

しかし、認知症の薬は飲んですぐに効果を実感できるものではありません。あくまで年単位で見て、病気の進行を遅らせる薬。なお、ドネペジルのみは「レビー小体型認知症」にも認められています。

これらの抗認知症薬は3~4割の人には効果があるものの、残りの人には目立った効果がないことがあります。海外で指摘されています。「薬で認知症が治るのです

か？」という質問には、「上手に使えば、長期的視点では認知機能が改善する人もいます」とお答えしています。「上手に使えば」とは、その人に合う量を使えばという意味。少量でも症状が改善する人もいますし、薬を増やすにつれ、ある時点から怒りっぽくなる人もいます。

さて、抗認知症薬で怒りだしたとき、どうすればいいのでしょうか。ある専門家はテレビで「怒る元気もなかつた人が怒るのはいいことなので、絶対に中止してはいけません」と述べています。一方、「それは副作用なので、薬を減量ないし中止すべきだ」という意見の医師もあります。

私は後者の立場です。実は、前者の考え方の根底には「抗認知症薬の增量規定」なるものがあります。4種類の抗認知症薬はいずれも少量から開始し、約1・7~4倍まで增量する規定があります。たとえば、ドネペジル（商品名はアリセプト）の場合、3ミリグラムで開始し、2週間後には必ず5ミリグラムに增量する決まりです。

3ミリグラムで調子がよくても、5ミリグラムに増量した途端に興奮や暴力、歩行障害などが起き、介護負担が増えることがあります。本来こんな場合は、3ミリグラムに減量するか中止すべきでしよう。

しかし、增量規定で減量が許されていない都道府県が、全国に9県あることが最近の調査で分かっています。たとえ副作用

Dr. 和の町医者日記

「認知症の基礎知識」シリーズ④

抗認知症薬の適量処方を実現する会 個人にあつた量の抗認知症薬を投与するという医師の処方権を確立する目的で、平成27年10月に医療・介護従事者や市民らによって、設立された一般社団法人。ホームページ上で、抗認知症薬の副作用についての情報収集、調査、啓発などを行っている。

増量規定の弊害

抗認知症薬で怒りだした時

があつても減量できないという規則は、いったい誰のためのものでしょうか。

逆に「薬が効いていないので、たきり→食事量低下→胃ろう」という悪循環に陥ったり、暴れるために施設や病院に入ることがあります。つまり、增量規定の弊害に悩まされている人が相手はいたりません」と想像した。一方、「それは副作用なので、薬を減量ないし中止すべきだ」という意見の医師もいます。

私は後者の立場です。実は、前者の考え方の根底には「抗認知症薬の增量規定」なるものがあります。4種類の抗認知症薬はいずれも少量から開始し、約1・7~4倍まで增量する規定があります。たとえば、ドネペジル（商品名はアリセプト）の場合、3ミリグラムで開始し、2週間後には必ず5ミリグラムに增量する決まりです。

3ミリグラムで調子がよくても、5ミリグラムに増量した途端に興奮や暴力、歩行障害などが起き、介護負担が増えることがあります。本来こんな場合は、3ミリグラムに減量するか中止すべきでしよう。

しかし、增量規定で減量が許されていない都道府県が、全国に9県あることが最近の調査で分かっています。たとえ副作用

があつても減量できないという規則は、いったい誰のためのものでしょうか。

逆に「薬が効いていないので、たきり→食事量低下→胃ろう」という悪循環に陥ったり、暴れるために施設や病院に入ることがあります。つまり、增量規定の弊害に悩まされている人が相手はいたりません」と想像した。一方、「それは副作用なので、薬を減量ないし中止すべきだ」という意見の医師もいます。

私は後者の立場です。実は、前者の考え方の根底には「抗認知症薬の增量規定」なるものがあります。4種類の抗認知症薬はいずれも少量から開始し、約1・7~4倍まで增量する規定があります。たとえば、ドネペジル（商品名はアリセプト）の場合、3ミリグラムで開始し、2週間後には必ず5ミリグラムに增量する決まりです。

3ミリグラムで調子がよくても、5ミリグラムに増量した途端に興奮や暴力、歩行障害などが起き、介護負担が増えることがあります。本来こんな場合は、3ミリグラムに減量するか中止すべきでしよう。

しかし、增量規定で減量が許されていない都道府県が、全国に9県あることが最近の調査で分かっています。たとえ副作用

があつても減量できないという規則は、いったい誰のためのものでしょうか。

逆に「薬が効いていないので、たきり→食事量低下→胃ろう」という悪循環に陥ったり、暴れるために施設や病院に入ることがあります。つまり、增量規定の弊害に悩まされている人が相手はいたりません」と想像した。一方、「それは副作用なので、薬を減量ないし中止すべきだ」という意見の医師もいます。

私は後者の立場です。実は、前者の考え方の根底には「抗認知症薬の增量規定」なるものがあります。4種類の抗認知症薬はいずれも少量から開始し、約1・7~4倍まで增量する規定があります。たとえば、ドネペジル（商品名はアリセプト）の場合、3ミリグラムで開始し、2週間後には必ず5ミリグラムに增量する決まりです。

3ミリグラムで調子がよくても、5ミリグラムに増量した途端に興奮や暴力、歩行障害などが起き、介護負担が増えることがあります。本来こんな場合は、3ミリグラムに減量するか中止すべきでしよう。

しかし、增量規定で減量が許されていない都道府県が、全国に9県あることが最近の調査で分かっています。たとえ副作用